

福彩支援ニュース 第38号 2022.8



発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援

【連絡先】

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を!

26世帯88名の方が控訴審へ!

筋も通らず、正義もない判決だったからこそこの判決を覆すことができる。
おかしいことはおかしいと言いつけます!

※高裁の期日はまだ未定です。裁判所から期日決定の連絡があり次第お知らせします。

最高裁不当判決 国の責任を認めず!

4月から5月にかけて、最高裁で千葉訴訟、群馬訴訟、生業訴訟、愛媛訴訟の弁論期日が開かれ6月17日、国の責任についての最高裁判決が出されました。

誰もが国の責任を認めるものと思っていたこの判決が、とんでもない、不当判決となってしまいました。その論理は、さいたま地裁判決と全く同じでした。やりもしなかった津波対策をしたとしても、今回の被害は防げなかったらうから、だから責任はない。こんな馬鹿げた論理があるのでしょうか。想定に想定を重ね、万が一にも事故を起こさないと言っていた国の責任をなかつたとする。筋も通らず、正義もない。

しかし、だからこそ、私たちは、この判決を覆すことができると、思っています。この判決は全員一

致ではなく、4人の裁判官のうち、一人の反対意見がありました。この反対意見を多数にしていくことが必要です。ひとつの勝訴は、その前の多くの敗訴の山の上に建つ、と言います。おかしいことはおかしいと言いつけることをやめてはなりません。

そして、弁護団から「この最高裁判決は、原審の事実認定を尊重しないで勝手な事実認定をしている。そしてその事実認定は誤っている。だから、その事実認定の誤りを正せばよい」(2022年7月9日原告説明会・交流会で)という言葉がありました。控訴審に向けて、この誤りを正していこうと決意を新たにしています。引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

最高裁判決についての4訴訟弁護団声明を2~3ページ目に転載いたします。

福島原発事故被害者訴訟 最高裁判決を受けての4訴訟 原告団・弁護団の声明

2022年6月17日、最高裁判所第二小法廷（菅野博之裁判長）は、福島第一原発事故の被害者が提起した生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の4訴訟において、国が規制権限を行使しなかったことについて、国の責任を認めないとの判決を言い渡しました。裁判官全員一致の判決ではなく、3対1と意見が分かれた判決でした。

1 多数意見の内容

多数意見は、仮に、経産大臣が、「長期評価」の想定に基づいて対策をとらせたとしても、東京電力が講じる対策は、敷地南東側に限定した防潮堤の設置に限られたとし、実際の地震・津波が想定地震・津波と規模が異なり、防潮堤が設置されていない湾内東側からの遡上もありうることから敷地への浸水を防げず、事故を回避できなかったとして、因果関係が認められないと結論づけています。

2 争点に対する判断を避けており、司法の役割を果たしていない

事故の被害救済を求める訴訟は、地裁や高裁で判決が積み重ねられ、そのいずれも、「長期評価」が信頼できるか否か、事故前に予見しえたか否かが争点とされ、すべての判決で、争点に対する判断が示されてきました。

そして、こうした判断の前提として、原子力安全規制法令の趣旨・目的（何のために経産大臣に規制権限を与えているのか）をふまえ、原発に求められる安全性の程度はどの程度であるべきか（伊方原発最高裁判決の「万が一にも」という判示の趣旨のとらえかた）、予測が困難な自然現象について安全規制の基礎に据えるべき知見の信頼性はどの程度であるべきか（伊方原発最高裁判決の「最新の科学技術水準への即応」の趣旨のとらえかた）、さらに重大事故に至る想定が得られた場合に回避するための防護措置に求められる確実性はどの程度であるべきかなどについても判断が示されてきました。

しかし、多数意見は、原子力安全規制法令の趣旨・目的について判断せず、「長期評価」の信頼性の評価も回避し、原発についての安全規制のありかた、事故に至る東京電力と保安院の対応についても判断していません。

むしろ、事故前の国の運用を何ら検証せず、そのまま所与のものとし、その運用から想定される対策を仮定し、その対策では事故は回避できないと仮定し、結果は変わらないから責任なしとするもので、責任を否定する方向で仮定に仮定を重ねています。事故前の国の運用が、原子力安全規制法令の趣旨・目的に照らして適切だったのかという点にも何らの検討を加えず、無条件に前提としてしまっています。

このような考え方が許されれば、運用に対するチェックはなされず、被害を防ぐことができなくても、責任は免れるという話になってしまいます。これではあれだけの被害を生み出した事故から何の教訓も得られません。

多数意見は、各地の裁判の営為に対する敬意をまったく払っておらず、なにより原告の求めたものに真正面から向き合うことをしない、まさに肩透かし判決で、司法に期待される役割を放棄したものであるというほかありません。

3 ご都合主義な想定に基づき因果関係を否定したことの誤り

多数意見の実質的な判断部分は約4頁しかなく、文量として薄いですが、内容としても、建屋などの水密化を否定し、防潮堤の設置範囲も津波シミュレーションによって想定津波が遡上する部位（敷地高さを超えると試算されたもの）に限定されるとするもので、重大事故が想定される場合の防護として、多重防護という発想が求められ、推計の誤差を考慮して安全上の余裕を確保するという発想が求められることから、不当なものとなっています。

また、多数意見は、東側湾内について、「長期評価」に基づいて海拔9.24mの津波が想定され0.7m

の余裕しかないにもかかわらず、防潮堤の設置は求められないと判断しました。しかし、この判断は、津波シミュレーションにも誤差があり得ること、安全上の余裕を確保するという考え方に照らしても、非常識なものです。なにより、重大事故に至る危険のある想定津波に対し0.7mの余裕しか確保しない状態で原発を稼働させることについて、福島県など地元自治体が同意をするとは到底考えられず、多数意見は机上の空論でしかありません。

4 三浦反対意見の正当性

本判決には、三浦守裁判官の反対意見が付されています。三浦反対意見は、原子力安全規制法令の趣旨・目的を明らかにし、「長期評価」の信頼性を認め、東側にも防潮堤が設置されるべきこと、防潮堤の設置に合わせて建屋の水密化の対策が求められ、これにより事故を避けられたとしています。

また、三浦反対意見は、「生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国が、その義務の適切な履行を確保するため必要な規制を行うことは当然である。原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがある場合において、電気供給事業に係る経済的利益や電気を受給する者の一般的な利益等の事情を理由として、必要な措置を講じないことが正当化されるものではない」とし、生命・身体の保護と企業の経済活動の利益を天秤にかけるような考え方を明確に否定しました。

保安院の対応についても検討し、東京電力の説明に対し、「保安院は、自らこの点を十分に確認して検討しないまま、その説明をほぼ鵜呑みにした」、「本件長期評価の公表後のいずれかの時点において、本件技術基準の要件該当性等について具体的な検討を行って、その判断をしたことはいかがわれない。これは、法が定める規制権限の行使を担うべき機関が事実上存在していなかったというに等しい」として、その対応を厳しく批判しています。

三浦反対意見は、下級審で判断されたすべての論点について、原告からの提起を正面から受けと

めたもので、「第二判決」と評されるものです。実際の地震・津波の規模を強調して因果関係を否定する多数意見に対しても、「『想定外』という言葉によって、全ての想定がなかったことになるものではない。本件長期評価を前提とする事態に即応し、保安院及び東京電力が法令に従って真摯な検討を行っていれば、適切な対応をとることができ、それによって本件事故を回避できた可能性が高い。本件地震や本件津波の規模等にとらわれて、問題を見失ってはならない」と厳しく批判しています。

ここからは、原子力安全規制のありかたについて裁判所としての判断を正面から示し、事故の教訓を判決という形で残そうという決意とともに、後続の裁判官に対して、「原子力安全規制法令の趣旨・目的をふまえ、事件に正面から向き合え」という強いメッセージが感じられます。

5 多数意見を乗り越えよう

原告は、訴訟を通じ、国と東京電力の法的責任を明らかにすることを一貫して重視してきました。責任を明らかにすることで、初めて被害実態に即した救済が実現すること、事故の教訓を明らかにすることで二度と原発事故による被害を起さないことが展望できると考えたからです。

今回、3対1の判決となりましたが、1を得られたことは貴重な成果です。この1を多数意見にすることが当面の課題となります。その際、強調しておきたいのは、多数意見も、国の主張を認めて、国に責任がないと判断したわけではないということです。

私たちは、初心を思い起こし、後続訴訟において、三浦反対意見が示した判断が、多数意見となることを目指し、かつ、原発被害者訴訟原告団全国連絡会が先に取りまとめた「原発事故被害者の救済に関する共同要求」の実現に向け、すべての被害者、原発被害の根絶を願うすべての国民と連帯し、今後も闘い続けます。

2022年6月28日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・弁護団
原子力損害賠償群馬訴訟原告団・弁護団
福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟原告団・弁護団
福島第一原発事故・損害賠償愛媛訴訟原告団・弁護団

東電株主代表訴訟判決

原発事故の経営責任、明らかに

東京地裁は7月13日の株主代表訴訟の判決で、東電の元経営者らに対し、安全対策を怠り原発事故を招いた経営判断の誤りを認め、13兆3000億円の賠償を命ずる判決をだした。巨額の賠償額は、原発事故がもたらす被害の大きさと深刻さを象徴している。多岐にわたる判決の内容から、気になるポイントを拾い上げてみたい。

「長期評価」の信頼性について

「推進本部の目的や役割、メンバー構成などから一定のオーソライズがされた相応の科学的信頼性がある知見だった」と評価、旧経営陣に相応の津波対策を義務付けるものだったと認定した。

対策を講じていれば事故を防げたかについて

「旧経営陣はいずれも重大な事故が生じる可能性を認識しており、事故が生じないための最低限の津波対策を速やかに実施するよう指示すべき義務があったのに怠った。浸水対策をとっていれば重大な事態を避けられた可能性が十分ある」

東電の企業体質について

「万が一にも重大な事故を起こさないよう、最新の科学的知見を踏まえてどのような対策が可能か、いかに早く対策を取るかという原子力事業者として厳しく求められる安全意識に基づいて行動するのではなく、むしろほぼ一貫して規制当局に対してどうすれば現状維持できるか、そのために有識者の意見の都合の良い部分を利用し、都合の悪い部分を無視するかに腐心してきたことが浮き彫りになった」と厳しく批判した。

東電の弁護士を見ていると、この企業体質は今なお継続していると言わざるを得ない。

旧経営陣の姿勢について

「津波対策の担当部署がもはや現状維持ができないと本格的に津波対策を取ることを提案しても、こうした意見を取り入れることなく、津波対策を一切行わ

なかった。こうした判断や対応は当時の東京電力の内部では当たり前といえる行動だったのかもしれないが、原子力事業者として求められる安全意識や責任感が根本的に欠如していたものといわざるを得ない」

賠償を命じられた4被告の罪

①武藤栄元副社長の罪

原発事故当時、原子力部門のトップだった。震災の3年前の2008年6月と7月の会議で、津波評価の担当部署から「長期評価」などをもとに東京電力の子会社が試算した15.7メートル津波の予測を受けたが、信頼性が不明と評価、「社内の専門部署の説明や意見に反する独自の判断」を下した。また、「長期評価」の見解を踏まえた地震の取り扱いについて土木学会に検討を依頼している間、津波対策を指示しなかったことは「対策の先送り」にあたり、事故を招く結果となった。

②武黒一郎元副社長の罪

原発事故の前年まで原子力部門のトップを務めた。原発で重大な事故が起きる可能性も認識できたにもかかわらず、「最低限の津波対策を速やかに実施するよう指示する取締役としての義務があったのに、武藤元副社長の判断をそのまま認め」てしまった過失。

③勝俣恒久元会長と清水正孝元社長の罪

原子力部門の直接の責任者ではなかった2人に対しても、役員として、東京電力の業務執行に関して内部で重要な情報を共有する「御前会議」に出席し、原発の安全対策について質問したり意見を述べたりする立場にありながら、対策を取ろうとしない原子力部門の怠慢を見過ごした責任は重いとした。

さいたま地裁でも、最高裁でも、国の責任を認めない理不尽な判決が続き、この国の司法への不信感が高まってきていた折、少し気持ちが明るくなった。

7月9日原告説明会・ 交流会報告

6月17日の最高裁判決について、原告のみなさんへの弁護団からの説明会がありました。

7月9日の午後、埼玉総合法律事務所で開催された、最高裁判決に関する説明会に、原告の方3人、弁護団5人、そして支援する会の事務局の5人が参加しました。

会場の入り口の机の上に置かれた38ページの資料集は、とても分かりやすく整理されていて、参加できなかった原告のみなさんにも読んでもらえたら、と思いました。今回の最高裁判決の「手抜き」感や、「失望感満載」の、なんかなあ、これってほんとは「最高裁」?という思いで落ち込んだ私たちに、いやいや!こんなひどい判決はひっくり返さなくては!と勇気づけられた説明会でした。

弁護団からの説明の後、今後の方向性に関する話題が出ました。原告の方から、「原告同士、もっとお互いに知り合いになれたらいいのに・・・」という意見がだされました。お互いにコミュニケーションを取り合い、喜びや葛藤などを共感しあえる集まりがもてるといいですね。

2022年度福彩支援・ 年次総会のお知らせ

福島原発さいたま訴訟を支援する総会について

「福島原発さいたま訴訟を支援する会」の総会は、これまで裁判の後、報告集会と一緒に「さいたま市」で行ってきましたが、控訴に伴い裁判は東京都千代田区霞が関の東京高等裁判所で行われることになりました。

高等裁判所での期日はまだ未定ですので、例年7月に行っていた総会について、今回は紙面に報告事項を載せ、質問・意見はMail等でお願ひしたいと思います。Mailのあて先は本誌の1面に記載されています。

2022年度活動方針と 支援のお願い

7年半に及ぶ1審の法廷で、原告の皆さんの被害や苦しみ、哀しみ、怒りの言葉を支援する皆様と共に聞いてきました。

これに対する国の責任逃れに終始する対応、東京電力の代理人が、賠償額を減らそうと、自らの事故による被害者に対してぶつける非難の言葉を信じられない思いで聞きました。

このようなことが許されるはずはありません。原発事故は決して忘れてはならない、甚大で理不尽な被害を及ぼしました。この被害は事故の責任者が償わなければならないものです。

最高裁判決もまた、信じられない国の責任逃れを稚拙に追認するものでした。この誤った判断は必ず覆されるでしょう。そのために、闘う原告の皆さんと弁護団と共に、私たちも闘い続けたいと心から思います。舞台は高裁に移りましたが、この裁判へのご支援を引き続きお願いします!

2022年度活動方針

- 1) 原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまで共に歩んでいきます。
- 2) 裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
- 3) 原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
- 4) 裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- 5) 会員を拡大しカンパを募ります。

カンパの御礼とお願い

訴訟費用支援カンパを本当にありがとうございました。おかげさまで100万円を支援することができました。

原発事故は決して忘れてはならない、甚大で理不尽な被害を及ぼしました。この被害は事故の責任者が償わなければならないものです。舞台は高裁に移りましたが、この裁判へのご支援を引き続きお願いします!

福島原発さいたま訴訟を支援する会 2021年度決算報告

(2021.7.01～2022.6.30)

収入

項目	金額	前年度収入
前年度繰越	807,643	738,013
会費	84,000	111,000
カンパ	124,000	193,000
訴訟費用カンパ	529,575	0
その他 (預金利子・他)	4	2
合計	1,545,222	1,042,015

支出

項目	金額	前年度支出
ニュース発行 (No.35～37号)	154,835	135,714
裁判資料作成 (30回)	480	46,118
通信費	46,616	46,616
訴訟費用支援	1,000,330	0
事業費	0	0
渉外費	5,000	5,000
その他	7,926	924
合計	1,215,187	234,372

残額：1,545,222-1,215,187=330,035は次年度に繰越します

上記のとおり報告致します。

2022年7月3日 代表 北浦 恵美
 会計 内田 ちか
 会計 森 斌

上記決算報告について、適正な執行であることを
 認めます。

2022年7月3日 会計監査 前田 妙子

福島原発さいたま訴訟を支援する会会員 (2022.7.1現在 207名)

都道府県・埼玉縣市町村	会員数
東京都	23名
神奈川県	7名
千葉県・長崎県・群馬県・福島県	各2名
大阪府・京都府	各1名
埼玉県	167名
さいたま市	65名
所沢市	32名
川越市	9名
久喜市	8名
三郷市	7名
新座市	5名
上尾市・加須	各4名
川口市・越谷市・秩父市・春日部市	各3名
戸田市	2名
和光市・ふじみの市・飯能市・ 蕨市・入間市・吉川市・志木市・ 羽生市・北本市・草加市・熊谷市・ 朝霞市・日高市・狭山市・三芳町・ 伊奈町・長瀬町・寄居町・皆野町	各1名

福島原発さいたま訴訟を支援する会役員 (2022/7/1)

代 表 北浦 恵美
 会 計 内田 ちか / 森 斌
 会計監査 前田 妙子
 運営委員 愛甲 裕 / 井草 志乃
 (50音順) 猪股 正 / 大塩 慧
 岡本 卓大 / 川村 由香
 小林 哲彦 / 前田 俊宣
 湯澤 安治 / 吉廣 慶子

福島訴訟の経緯と活動報告2021年度-2022年度 (2022/6/30現在)

- 2021/8 …… 福彩支援ニュース35号印刷・発送
- 2021/9/22 …… 福島原発さいたま訴訟 公正な判決を求める署名 (8,920筆) 提出
原発損害賠償請求訴訟第41回期日 結審
 報告集会・福島原発さいたま訴訟を支援する会総会
- 2021/12/23 …… 原発訴訟シンポジウム打ち合わせ
- 2022/1/7 …… 原発訴訟シンポジウム打ち合わせ (ZOOM)
- 2022/2 …… 福彩支援ニュース36号印刷・発送
- 2022/2/9 …… 原発訴訟シンポジウム打ち合わせ (ZOOM)
- 2022/2/12 …… 原発訴訟シンポジウム打ち合わせ (ZOOM)
- 2022/3/4 …… 原発訴訟シンポジウムリハーサル 早稲田大学井深大ホール
- 2022/3/6 …… 原発訴訟シンポジウム「FUKUSHIMAは終わっていない」 早稲田大学井深大ホール
- 2022/4/20 …… さいたま訴訟判決言渡期日 (不当判決)・報告集会・記者会見
- 2022/4/24 …… 原発訴訟判決説明会
- 2022/5 …… 「福彩支援ニュース37号印刷・発送
- 2022/7/9 …… 原告説明会 (最高裁判決について)

原告の方からの投稿 ～原告の皆様、支えてくださる皆様へ～

原告のおひとりである河井加緒理さんが控訴審に向けての思いと、緩やかに繋がっていただければ、との呼びかけのメッセージを寄せてくださいました。今後も原告の皆さんからの投稿をお待ちしています。

福島原発埼玉訴訟の原告の皆様、支えてくださる皆さまへ

こんにちは。私は福島県いわき市から避難し現在埼玉県毛呂山町にすんでいる河井加緒理です。この度は皆様にご相談とお願いがあり、この場をお借りしメッセージを届けたいと思います。

地裁の判決を受け、皆さん様々に思うことがあったかと思えます。控訴する、しないも、悩まれたのではないかと思います。この間、最高裁判決でも国の責任が認められなかったニュースにも様々な思いが渦巻いたのではないかと思います。

私はそんな思いを誰にも打ち明けられず誰にも相談できず思い悩み、結局控訴することを担当弁護士さんと決断しました。本当は、控訴したくなかったです。マイナスのエネルギーに引っ張られ、前に進めなくなるからです。それに正直心の重荷になっています。裁判事態は、弁護士さんに任せきりですが、なぜか自分の胸に重くのし掛かり、もう疲れました。

しかし、やはり控訴する、戦うことに決めたのは、国、東電が連呼する「平穏な生活」が奪われた悔しさにかたをつけたからです。また、この裁判の持つ社会的な意味を考えた時、やはり戦わなくてはならないと、変な正義感が働きました。

三権分立してるはずの国で、国を相手取った裁判にたいし、国の責任を認めた判決が少ない歴史、また、国の責任を認めた裁判長が軒並み左遷されるという歴史をこのまま黙って見過ごすことができませんでした。この歴史を繰り返していたら、この先長く生きていく子どもたちに、同じことを繰り返してしまう、もうこんな思いは誰にもさせたくない!という思いが強く働きました。なので、控訴することを決断しました。

そんな中で、一人でこの問題に向き合っていくこと、相談相手がいないことに、いつか押し潰されてしまうのではないかと不安になりました。いつ始まるかわからない控訴審、終わりも見えない、...

そのような中、原告の皆さんともっと横のつながりがもちたいと、強く思いました。原告交流会を開催してもらっていましたが、様々な要因で開催がなくなってしまいました。私自身、資格取得を目指し4年間学校に通っていたため、交流会に参加できなかったこと、大変申し訳なく感じています。資格取得でき就職し、ある程度休みの調整がつくようになったいま、再度原告の皆様とつながりたいなと思い、交流会の開催をしたいと思いました。

また、これからの裁判でなんとか国の責任を認めてもらうために、原告団というものがない埼玉訴訟に、埼玉の原告団?原告会?を、作りたいなと思った次第です。共に戦っている皆さまと想いを共有したり、愚痴を吐き出したりする場がほしいと思いました。

また、支援の会の方が発行してくださっている会報に、私達の原告のメッセージをのせるようなページを作ってもらえないかとも、お願いしました。

メッセージはなんでも言い、絵でもいい、内容もなんでもよい、日々の生活の愚痴やらなんやらなんでもよい、というような形で皆がリレーするような形で、自己紹介などかねながら行い、共に戦う相手の顔が見えたらな、とおもいました。

1. 交流会の再開
2. 原告団?会?を作りたい
3. 支援の会の会報に、リレートークの掲載

皆様は上記についてどうおもわれるか意見を伺い、今後の福島原発埼玉訴訟のげんこくとして、これからについて考えていきたいなとおもっております。

つきましては、支援の会様宛に意見の連絡をしてくださってもかまいませんし、担当弁護士さんに意見を連絡してもらえたら嬉しいです。皆さんお忙しい中、辛い中、面倒かと思いますがご協力お願いできたらとおもっております。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2020/5/31現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキョウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称「福彩支援」) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com

tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582